# 一般社団法人 川内薬剤師会 定款

### 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、一般社団法人川内薬剤師会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を鹿児島県薩摩川内市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、日本薬剤師会及び鹿児島県薬剤師会並びに鹿児島県内に所在する他の地域 薬剤師会との連携のもと、薬剤師の倫理的及び学術的水準を高め、薬学及び薬業の進 歩発展を図るとともに、公衆衛生関連施設と連携し、もって公衆の福祉の増進に寄与 することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
  - (1) 薬学の進歩の助成及び事業発達促進に関する事業
  - (2)薬剤師の職能向上に関する事業
  - (3) 公衆衛生の普及活動に関する事業
  - (4) 薬事衛生の向上普及に関する事業
  - (5) 災害時の普及支援体制に対する事業
  - (6) 地域医療に関する事業
  - (7) 地域の福祉に関する事業
  - (8) 在宅医療及び介護保険に関する事業
  - (9) 学校保健に関する事業
  - (10) 社会保険に関する事業
  - (11) 医薬分業支援に関する事業
  - (12) 保険薬局の整備に関する事業
  - (13) 医薬品等の副作用に関する情報の収集及び提供に関する事業
  - (14) 薬事従事者その他公衆衛生関係従事者に対する教育及び研修に関する事業
  - (15) 会員の相互扶助及び福祉の増進に関する事業
  - (16) その他目的を達成するために必要な事業
  - 2 前項の事業は、鹿児島県薩摩川内市内において行うものとする。

# 第2章 会 員

## (会員の種類)

- 第5条 本会は、次の者から構成する。
  - (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した薬剤師
  - (2) 賛助会員 薬学又は薬事に関係のある個人又は法人であって、本会の目的に 賛同して入会した者
  - 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### (会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その 承認を受けなければならない。

### (会費等)

- 第7条 正会員及び賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、会員 になった時及び毎年、会員は総会に置いて別に定める額(以下「会費等」という。) を支払う義務を負う。
  - 2 会費等の額及び支払方法は、総会において定める会費規程による。

# (督 促)

- 第6条 納付期日を超えても会費等を納付しなかった会員に対し、督促する。
  - 2 納付期日の翌日から起算して年率10%延滞割増金を課すことができる。

### (任意退会)

第8条 会員は、退会届を本会に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除 名)

- 第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員の4分の3以上の同意により、これを除名することができる。
  - (1) 本定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を棄損し、又は目的に反する行為をしたとき
  - (3) その他除名すべき正当な理由があるとき
  - 2 前項第3号の規定により会員を除名しようとするときは、除名を行う総会の開会の 日の7日前までに、当該会員にその旨を通知するとともにその総会において弁明する

機会を与えなければならない。

## (会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を 喪失する。
  - (1) 督促通知にも係わらず、当該年度の会費等が翌年度末までに全額納付されなかった場合、会員資格を喪失する。
  - (2) 支払義務を納付期日の翌日を起算日として1年以上履行しなかったとき。
  - (3) 総会員が同意したとき
  - (4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき
  - (5) 正会員が鹿児島県薬剤師会の身分を失ったとき
  - 2 前条により会員資格を喪失したときは、本会に対して会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務を免れることはできない。
  - 3 会員の資格を喪失した場合、支払った会費等の返還を受けることはできない。

# 第3章 総 会

### (構 成)

- 第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
  - 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

#### (権 限)

- 第12条 総会は、次の事項について決議する。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 理事及び監事の選任又は解任
  - (3) 理事及び監事の報酬等の額
  - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
  - (5) 定款の変更
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) その他総会において決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### (開 催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヵ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

#### (招 集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集す

る。

- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を記載した書面により、開会日の7日前までに通知しなければならない。
- 3 総正会員の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び理由を示して、総会の招集を請求することができる。

### (議 長)

第15条 総会の議長は、当該総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

### (定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (決 議)

- 第17条 総会の決議は、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
    - (1) 会員の除名
    - (2) 監事の解任
    - (3) 定款の変更
    - (4) 解散
    - (5) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の議決を 行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上 回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数枠に達する までの者を選任することとする。

#### (書面表決等)

第18条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項 について書面をもって表決し、又は会議の他の構成員を代理人として表決を委任す ることができる。この場合において、その正会員は出席したものとみなす。

#### (議事録)

- 第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員のうちから、その会議において選出さ

れた議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

## 第4章 役 員

### (役員の種別)

- 第20条 本会に、次の役員を置く。
  - (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以内
  - 2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
  - 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法上の 業務執行理事とする。

### (役員の選任)

- 第21条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。
  - 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の議決によって理事の中から選定する。

### (理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款に定めるところにより、職務を執行する。
  - 2 会長は、法令及び本定款に定めるところにより、本会を代表し、その職務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行し、万一会長に事故が生じた場合又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。

#### (監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成 する。
  - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業報告を求め、本会業務及び財産 状況を調査することができる。

### (役員の任期)

- 第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時 総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までと する。

4 理事及び監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を承継する。

# (役員の解任)

- 第25条 理事及び監事は、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において総 正会員の4分の3以上の同意により、これを解任することができる。
  - 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは解任を行う総会の開会日の7日 前までに当該役員にその旨を通知するとともに、その総会において弁明する機会を 与えなければならない。

### (役員に対する報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

#### (顧 問)

- 第27条 本会に、顧問を置くことができる。
  - 2 顧問は、理事会の決議により選任し、会長が委嘱する。
  - 3 顧問は、重要な事項について会長の諮問に応ずる。
  - 4 顧問の任期は、会長の任期内とする。
  - 5 顧問は、無報酬とする。ただし、理事会の定めにより、職務を行うために要した 費用について、実費相当額を支払うことができる。

# 第5章 理 事 会

### (構 成)

- 第28条 本会に理事会を置く。
  - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

#### (権 限)

- 第29条 理事会は、次の職務を行う。
  - (1) 本会の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行監督
  - (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

#### (招 集)

第30条 理事会は、会長が招集する。

### (議 長)

- 第31条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
  - 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは出席した理事の互選により議長を選出する。

### (決 議)

- 第32条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数あが出席し、その過半数をもって行う。
  - 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議 があったものとみなす。

### (議事録)

- 第33条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
  - 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印しなければならない。

# 第6章 会 計

#### (事業年度)

第34条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画及び収支予算)

- 第35条 会長は、毎事業年度の本会の事業計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を 得たうえで、直近の総会の承認を得なければならない。
  - 2 前項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間は、本会の主たる事務所に備え置くものとする。

#### (事業報告及び決算)

- 第36条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の付属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
  - (6) 財産目録
  - 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類につ

いては、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の 書類は承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款 及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

### (剰余金の分配の禁止)

第37条 本会は、剰余金の配当を行うことができない。

### (会計原則)

- 第38条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。
  - 2 本会の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

# 第7章 部会・委員会等

### (部会・委員会等)

- 第39条 本会の会務及び事業の運営を円滑にするため、必要があるときは、理事会の決議により、部会・委員会を設置することができる。
  - 2 委員会の委員は、会員のほか、学識経験者のうちから理事会において選任する。
  - 3 部会・委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### 第8章 鹿児島県薬剤師会等との協力

### (鹿児島県薬剤師会等との協力)

- 第40条 本会は、理事会の決議により、日本薬剤師会及び鹿児島県薬剤師会並びに鹿児島県 内に所在する他の地域薬剤師会を協力団体とすることができる。
  - 2 本会は、協力団体との連携協力により、本会の事業を推進し、実施することができる。
  - 3 協力団体との連携協力による事業の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により 別に定める。

### 第9章 事 務 局

#### (事務局の設置)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会において別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第42条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第43条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第44条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人 及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

# 第11章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### 第13章 補 則

(最初の事業年度)

第46条 当法人の当初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月31日までとする。

(設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事)

第47条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 藤井 規好 設立時理事 阿久根 憲造

設立時理事 野元 健一

設立時理事 川内 友紀

設立時理事 御手洗 洋一

設立時理事 山口 裕次

設立時理事 赤崎 直人

設立時理事鬼塚 俊雅設立時理事徳田 憲治設立時理事東 伸吾設立時理事丸田 沙生設立時理事田中 朱美設立時理事渡邊 雅紀

鹿児島県薩摩川内市

設立時代表理事 藤井 規好

設立時監事 新山 太設立時監事 平山 健介

### (設立時社員の氏名及び住所)

第48条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

鹿児島県薩摩川内市

設立時社員 藤井 規好

鹿児島県薩摩川内市

設立時社員 阿久根 憲造

鹿児島県薩摩川内市

設立時社員 野元 健一

鹿児島県薩摩川内市

設立時社員 川内 友紀

#### (委任)

第49条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行についての必要な事項は、理事会の 決議を経て別に定める。

以上、一般社団法人川内薬剤師会を設立するため、設立時社員藤井規好、阿久根健造、野元健一及び川内友紀の定款作成代理人である司法書士内田大介は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和5年4月 日

設立時社員 鹿児島県薩摩川内市 藤井 規好

設立時社員 鹿児島県薩摩川内市 阿久根 憲造 設立時社員 鹿児島県薩摩川内市 野元 健一

設立時社員 鹿児島県薩摩川内市 川内 友紀

上記発起人の定款作成代理人 鹿児島市鴨池新町1番3号 司調センタービル21号 司法書士 内 田 大 介